

大崎市ふるさと納税推進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

ふるさと納税により大崎市（以下、「市」という。）に寄附をしていただいた方に対して地場産品や宿泊ツアー等（以下「返礼品」という。）を提供し、市の宝を知る・体験する機会を増やすことで広く市のPRを行い、交流人口の拡大を図るとともに、魅力的な返礼品の提供のための提案、調整及び調達等を行い、寄附件数の増大を図ることで地域の活性化に寄与することを旨とする。

この業務の受託者の選定に当たっては、多くの事業者の中から価格のみではなく、業務実績、技術力、企画力等を総合的に判断して最適な受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

2 業務の概要

(1) 名称

大崎市ふるさと納税推進事業

(2) 内容

大崎市ふるさと納税推進事業仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※ただし、本業務における寄附受付対象期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。契約締結日から令和8年3月31日までは、業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

(4) 提案上限額

提案上限額については、446,516千円（税込）を上限とする。

年度	委託料（税込） ※返礼品代含まない	目標寄附件数	目標寄附額
令和8年度	191,364千円	85,500件	1,500,000千円
令和9年度	255,152千円	114,000件	2,000,000千円

※上記の寄附件数及び寄附額については、本プロポーザル及び契約時の積算根拠として使用する。なお、実際の委託料については、寄附件数及び寄附額の実績に応じて増減することに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

- (1) 大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領（平成18年3月31日告示第23号）及び大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日規則第39号）の規定による入札参加資格制限等の措置を受けていない者であること。
- (2) 令和5年度以降、自治体における同様の業務の受託実績を有していること。

- (3) 宮城県内に本店、支店または営業所を有し、市の求めに応じて速やかに大崎市内の指定する場所に来訪することが可能な者であること。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

4 実施スケジュール

No.	日 程	内 容	
1	令和7年 6月 6日（金）	公募開始	
2	令和7年 6月 6日（金）から 令和7年 6月16日（月）まで	一次 審査	質問書提出期限（参加表明書関係）
3	令和7年 6月19日（木）から 令和7年 6月26日（木）まで		参加表明書提出期限
4	令和7年 7月 1日（火）		参加資格確認結果の通知発送日
5	令和7年 7月 4日（金）から 令和7年 7月15日（火）まで	二次 審査	質問書提出期限（企画提案関係）
6	令和7年 7月18日（金）から 令和7年 7月31日（木）まで		企画提案書類の提出期限
7	令和7年 9月 3日（水） （予備日 9月 4日（木））		審査（プレゼンテーション）
8	令和7年 9月上旬		審査結果の通知
9	令和8年 1月頃	契約の締結	

5 一次審査（参加資格の確認）

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の方法により書類を作成し、提出すること。

(1) 募集方法

市公式ウェブサイトにて公募する。

(2) 参加表明に係る質問の受付

ア 提出書類

質問・回答書（様式第4号）

イ 受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月16日（月）まで

ウ 提出方法

政策課地方創生担当（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）宛て電子メール

※Word データで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトに随時公開する。

(3) 申込方法等

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)

(イ) 次のいずれかの書類

① 令和 7・8 年度の大崎市管理業務等に係る競争入札参加業者登録書の写し

② 「入札参加資格審査申請における必要書類一覧(市公式ウェブサイト「入札参加資格関係」を参照)」に掲げる書類 (令和 7・8 年度の大崎市管理業務等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない場合のみ。ただし、当該必要書類一覧中「直前 3 年間の業務実績表」については、下記の (エ) 事業実績書 (様式第 3 号) に替えるものとする。)

(ウ) 会社概要書 (様式第 2 号)

(エ) 事業実績書 (様式第 3 号)

(オ) 参加資格確認結果の通知に係る返信用封筒 (110 円切手貼付)

イ 申込期間

令和 7 年 6 月 19 日 (木) から令和 7 年 6 月 26 日 (木) まで

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

エ 提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町 1 番 1 号

大崎市市民協働推進部政策課地方創生担当 (大崎市役所本庁舎 3 階)

オ 提出部数

1 部

(4) 参加資格確認結果の通知

ア 通知期日

令和 7 年 7 月 1 日 (火) に発送する。

イ 審査方法

「3 参加資格」に沿って資格要件を確認する。

ウ 通知方法

(ア) 郵送により通知する。

(イ) 参加資格を満たしていることを確認した応募事業者については、参加資格確認通知、企画提案書の提出要請書を送付する。

(ウ) 参加資格が認められなかった応募事業者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその理由を書面で通知する。通知を受けた応募事業者は、その理由について書面

で説明を求めることができるものとする。

6 二次審査（企画提案）

（1）企画提案に係る質問の受付

ア 提出書類

質問・回答書（様式第4号）

イ 受付期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月15日（火）まで

ウ 提出方法

政策課地方創生担当（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）宛て電子メール

※Wordデータで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトですぐ公開する。

（2）企画提案書等の受付

ア 提出書類

（ア）企画提案書（A4版横）

企画提案書の作成に当たっては、大崎市ふるさと納税推進事業仕様書及び別表「公募型プロポーザル評価方法（大崎市ふるさと納税推進事業）」に基づき、以下の点に十分に留意して作成すること。

① 様式はPowerPoint等で作成し、文字サイズ11ポイント以上で作成すること。

なお、提案書のページ数は、表紙・目次含まずに30ページを目安に作成し、ページ番号を割り振ること。

② 資料の構成は、「公募型プロポーザル評価方法（大崎市ふるさと納税推進事業）」の評価項目の順に作成すること。

（イ）見積書（様式第5号）及び積算内訳書（A4版任意様式）

（ウ）審査結果の通知に係る返信用封筒（110円切手貼付）

イ 提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月31日（木）まで

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、平日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けないものとする。

エ 提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市市民協働推進部政策課地方創生担当（大崎市役所本庁舎3階）

オ 提出部数

正本1部、副本10部、CD-RまたはDVD-R(PowerPoint等形式)を1枚とする。

副本は、応募事業者名（企業名、応募事業者が特定される名称等を含む。）を空欄また

は黒色で塗りつぶしすること。なお、提出後の差替えは原則認めない。

(3) 審査の実施

別紙「大崎市ふるさと納税推進事業 公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

(4) その他の留意事項

- ア 本プロポーザルに係る書類の作成費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ウ 書類の提出期限後において、書類の追加及び修正等は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。
- エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- オ 提出された書類は、他事業者に提供しない。
- カ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

7 優先交渉権者との協議

審査の結果、優先交渉権者となった者は、受託候補者として市と仕様及び価格等の細目について協議を行うものとする。この場合、市は必要に応じて優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、優先交渉権者との間で協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

8 契約の締結

市と優先交渉権者との協議が整った場合は、大崎市契約規則（平成18年規則第68号）に基づき随意契約を締結する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) 審査委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (5) 応募事業者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 応募事業者が他の応募事業者の代理をした場合
- (7) 二次審査の指定した時間に遅れた場合、または出席しなかった場合
- (8) 事業費の上限金額を超えた見積書を提出した場合
- (9) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

10 その他

- (1) 本事業では、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法を使用する。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び企画提案書等の提案者として選

定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書等を提出することはできないものとする。

- (3) 応募に要するすべての費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 市は、応募事業者から提出された企画提案書等について、提案資格の確認、企画提案書等の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、大崎市情報公開条例(平成19年条例第3号)に基づく公開請求があった場合は、原則公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った応募事業者が負うものとする。
- (7) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。